

2021年3月16日

東洋紡 株式会社

代表取締役社長 檜原 誠 慈



吸収合併に関する法定事前備置書面の追加等について

当社は、2021年1月19日付で、当社を吸収合併存続会社、東洋紡フィルムソリューション株式会社（以下「TFS」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する法定備置書類（会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める書面、以下「本法定事前備置書類」といいます。）を本店に備え置いておりますが、2021年3月5日開催のTFSの取締役会において、同社2020年12月期に係る計算書類が承認されました。

これにより、本法定事前備置書面の記載事項について、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき下記のとおり記載内容を追加・変更いたします。

記

4. 消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 別添2（追加分）として2020年12月期の計算書類等を追加します。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

2020年3月31日時点における存続会社および2020年12月31日時点における消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、以下のとおりです。

存続会社	資産の額	421,625百万円
	負債の額	259,591百万円
	純資産の額	162,034百万円
消滅会社	資産の額	18,145百万円
	負債の額	7,801百万円
	純資産の額	10,343百万円

本件合併後における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、存続会社の負担する債務は、本件合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しています。

以上

別添2（追加分）

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

第24期

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 役 の 監 査 報 告 書

東洋紡フィルムソリューション株式会社

第 24 期

事業報告

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

本年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより甚大な打撃を受けました。中国では感染症が収束し景気回復が進む一方、米国・欧州では感染再拡大の兆しがみられ、景気の先行きは不透明な状況が続いています。日本経済は、4月の第一次緊急事態宣言の発出により、内外経済が急減速し景気は大幅に悪化しました。緊急事態宣言解除後には政府の経済対策の効果もあり個人消費に一部持ち直しの兆しが見えたものの、感染再拡大の傾向が顕著となり、国内外の経済を下振れさせるリスクが拡大いたしました。同時に、脱CO2社会への取組みが世界的なうねりになると共に、パンデミック収束後の新たな生活様式や社会の到来を予見させました。

このような状況ではありますが、当社におきましては、巣籠・テレワーク需要が発生したディスプレイ・エレクトロニクス用PET、長期トレンドで市場拡大が見込まれる電動自動車・再生エネルギー市場向けPENの拡販に努めました。またMLCC（積層セラミックコンデンサ）用においては、一昨年より続いていた在庫調整が一巡し、データストレージテープ用途向けPENも回復基調となりました。生産面では原料原単位の向上などのコストダウン施策の実施や、生産性や品質の改善に向けた施策について引き続き取り組みました。

原料安の影響も受け、当期の業績は、売上高24,938百万円（対前期比3%増）、営業利益は2,189百万円（対前期比2,152百万円増）、当期純利益は2,106百万円（対前期比2,735百万円増）となりました。

なお、2020年12月16日に取締役会にて、東洋紡株式会社との合併契約締結を決議し、2020年12月25日に東洋紡株式会社と2021年4月1日を効力発生日とする合併契約を締結いたしました。合併方式については、東洋紡株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併方式で、当社は合併により解散いたします。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は1,207百万円です。

(3) 資金調達の状況

2020年度末における短期借入金残高は1,600百万円であり、借入金の主な用途は運転資金となります。

(4) 対処すべき課題

地球環境保護への取組みの加速、貿易摩擦や地政学リスクの高まり、新型コロナの感染拡大の長期化による不安定な世界経済の中、長期的に成長が見込まれる市場（ITエレクトロニクス、電気自動車、再生エネルギー、缶ラミ）に向け、自社の強みを生かした開発、販売活動を東洋紡株式会社と一体となり取り組み、高いコスト競争力を持つPurex®、優れた特性を発揮するPEN、環境に優しい缶ラミ用フィルム、及び高付加価値PETの拡販に取り組みます。

また、今年の4月に予定する東洋紡株式会社との合併に向け、組織、人、技術、製造、品質保証、システム等の統合の準備を進め、合併以降はシナジー効果の早期発現に努めて参ります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第21期 2017年度	第22期 2018年度	第23期 2019年度	第24期 2020年度
売上高 (百万円)	27,010	26,095	24,143	24,938
営業利益 又は営業損失 (△) (百万円)	190	1,377	37	2,189
経常利益 又は経常損失 (△) (百万円)	△38	1,195	△106	2,133
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△340	1,093	△629	2,106
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△340,848	1,093,655	△626,765	2,055,425
総資産 (百万円)	17,802	17,196	16,723	18,145
純資産 (百万円)	7,272	8,363	8,237	10,343

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、東洋紡株式会社で、同社は当社の株式を1,025株（出資比率100%）保有いたしております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

フィルムの製造、加工、販売及び輸出入

(8) 主要な営業所、工場および研究所

区分	名称	所在地
本社	東京本社	東京都中央区
工場	宇都宮事業所	栃木県宇都宮市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
313名	△29名

(10) 重要な後発事象

該当事項はありません

(11) 特定完全子会社に関する事項

該当特定完全子会社はありません

(12) 親会社等との取引に関する事項

① 親会社等との取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間でグループファイナンス取引を行っておりますが、その金利条件はグループ規程に則り、市場金利を勘案して決定されております。

さらに、当社は親会社から出向者の受入を行っておりますが、公正且つ適正に費用負担を行っております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、事業活動、経営上の決定については、親会社からの一定の独立性が確保されており、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

2. 会社役員に関する事項

当期の末日における取締役及び監査役は次のとおりです。

地位	氏名
代表取締役社長	能美 慶弘
取締役	金田 幸夫
取締役	福田 雅之
取締役	磯野 竜也
取締役	森重 地加男
取締役	稲田 武彦
監査役	高井 一郎
監査役	松本 晃

(注) 中嶋 久夫は2020年3月18日をもって、取締役を辞任いたしました。

II. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容およびその運用状況

当社は、2020年3月18日の取締役会において内部統制基本方針を決議し、業務の適正を確保するための体制等の整備状況を確認しました。

当該内部統制基本方針に基づき、当期の内部統制システムの有効性評価を行った結果、当期における内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。なお、内部統制基本方針およびその運用状況は別紙の通りとなっております。

(別紙)

【内部統制基本方針】

- を確保す
当期にお
方針およ
- I. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法 362 条第 4 項第 6 号）
 1. 当社は、東洋紡株の企業集団に属する会社として、東洋紡グループの企業理念、企業行動憲章、及び社員行動基準を共有し、当社の取締役はその遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 2. 東洋紡株コンプライアンス部、及び内部監査部と連携し、当社におけるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - II. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）
 1. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、東洋紡グループの企業理念、企業行動憲章、及び社員行動基準を共有し、その実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、取締役に、当社の使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 2. 当社の取締役・使用人が、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実、あるいは法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、その上司等への報告を義務づける。また、当社は当社の使用人が直接通報を行う手段も確保する。その手段の一つとして東洋紡株コンプライアンス部、または、東洋紡グループが設置した外部委託機関を、当社の使用人が通報を行うことができる先として定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。また、当社の取締役社長は、当該報告・通報された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合適切な対策を決定する。
 - III. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）
 1. 当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、適切に保存しかつ管理する。
 - IV. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）
 1. 当社はあらゆるリスクに対処すべく、東洋紡株の CSR 委員会をはじめとした各種リスク対応機関と連携しつつ、リスクマネジメント体制の実践的運用を行う。
 2. 当社は、経営戦略・経営計画の策定や重要な戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクのアセスメントを行い、取締役会等における経営判断に際して、これを重要な判断材料として提供する。
 - V. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

以下の経営管理システムを用いて、取締役職務執行の効率化を図る。

 1. 職務権限・決裁権限・権限委譲に係る規程の整備
 2. 取締役会、取締役及び各部署の責任者から構成される部長会の開催
 3. 取締役会及び部長会において業績のレビュー、及びその他取締役の職務執行に必要な情報の伝達・共有化

- VI. 当該株式会社（当社）並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
1. 取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 2. 取締役・監査役は、親会社と当社の内部統制システムに関する情報及び内部監査に関する基準等を共有し、内部統制・監査体制の構築に努めることとする。
- VII. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- VIII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号及び会社法施行規則第100条第3項第3号）
1. 取締役からの独立性を確保するために、前号使用人の人事に係わる事項の決定には監査役の同意を得る。
 2. 当該使用人には監査に知見を有する者を選定する。
- IX. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
1. 当社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じて、業務の執行状況の報告を行う。
 2. 内部監査が行われた場合には、当社の取締役はその結果を監査役に対し報告を行う。
 3. 当社の取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ①会社の信用を大きく低下させるもの、またはその恐れのあるもの
 - ②会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
 - ③社内外へE S H（環境、安全、衛生）またはP L（製造物責任）に関する重大な被害を与えもの、またはその恐れのあるもの
 - ④重大な法令・定款違反
 - ⑤その他上記①～④に準じる事項
- X. 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
1. 当社は、違法行為や倫理違反行為等を報告・通報したことを理由に不利益な取り扱いを行うこと並びに、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- XI. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針（会社法施行規則第100条第3項第6号）
1. 監査役職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じる。
 2. 監査役職務執行について生ずる費用等を確保するために、監査役と協議の上、毎年、予算を設ける。

るための
うよう指
に関する基
討する事項
補助すべ
性の確保
項第3号)
監査役の
討する体制
告を行う。
う。
告を行う。
被害を与
と確保する
及いを行う
とを理由と
手続きに係
の前払い等
毎年、予算

- XII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
1. 取締役社長は、監査役監査の環境整備等について、監査役との協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努める。
 2. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

以上

第 24 期

計 算 書 類

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	193	電子記録債務	146
受取手形	68	買掛金	3,053
電子記録債権	600	関係会社短期借入金	1,600
売掛金	6,697	前受金	3
製品	3,096	設備電子記録債務	58
原材料	1,319	未払金	1,590
仕掛品	242	未払事業所得税	27
貯蔵品	183	未払法人税等	170
前払費用	61	未払費用	335
預け入金	723	預り金	0
未収入金	201	短期リース債務	40
その他	1	資産除去債務	15
流動資産合計	13,389	流動負債合計	7,041
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期リース債務	82
建物	1,940	長期預り金	70
構築物	113	資産除去債務	607
機械及び装置	1,866	固定負債合計	760
車両及び運搬具	1		
工具器具及び備品	82	負債合計	7,801
リース資産	4		
建設仮勘定	75		
有形固定資産合計	4,104		
無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	13	株主資本	
リース資産	109	資本金	10,510
その他	1	資本剰余金	
無形固定資産合計	124	資本準備金	10,000
投資その他の資産		資本剰余金合計	10,000
関係会社株式	0	利益剰余金	
長期前払費用	2	その他利益剰余金	
差入保証金	11	繰越利益剰余金	△ 10,166
繰延税金資産	512	利益剰余金合計	△ 10,166
投資その他の資産合計	526	株主資本合計	10,343
固定資産合計	4,755	純資産合計	10,343
資産合計	18,145	負債及び純資産合計	18,145

損益計算書

自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		24,938
売 上 原 価		19,505
売 上 総 利 益		5,433
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,243
営 業 利 益		2,189
営 業 外 収 益		
そ の 他	1	1
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
為 替 差 損	3	
そ の 他	30	57
経 常 利 益		2,133
税 引 前 当 期 純 利 益		2,133
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	243	
法 人 税 等 調 整 額	△ 216	26
当 期 純 利 益		2,108

株主資本等変動計算書

当期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,510	10,000	△ 12,272	8,237	8,237	
当期変動額						
当期純利益			2,106	2,106	2,106	
当期変動額合計	-	-	2,106	2,106	2,106	
当期末残高	10,510	10,000	△ 10,166	10,343	10,343	

第 24 期

個別注記表

自 2020年1月1日

至 2020年12月31日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づいています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

2 会計上の見積りの変更に関する注記

(たな卸資産の評価基準の変更)

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、入庫から一定の期間が経過し、かつ、顧客との取引関係に応じ今後販売の見込みがないと判断される場合に帳簿価額を切り下げる方法を採用しておりました。

当社は、2021年4月に予定する東洋紡株式会社との合併に向けてたな卸資産の保有方針を統一したことに伴い、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当事業年度末より入庫から一定の期間が経過した場合に原則として帳簿価額を切り下げる方法へと変更しております。

これにより、従来の方法と比較して、当事業年度の売上原価は191,863千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

3 貸借対照表に関する注記

1. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しています。

当事業年度末日は金融機関の休日のため、期末日満期手形が期末残高に次の通り含まれています。

電子記録債権	56	百万円
受取手形	13	百万円
電子記録債務	20	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,403 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権または債務

関係会社に対する短期金銭債権	738	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,705	百万円

4 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 12 百万円

仕入高 1 百万円

営業取引以外の取引高 403 百万円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,025 株

2. 当事業年度末における自己株式はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、固定資産減損損失の否認等です。

7 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、グループ会社間でのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により資金を調達しています。

電子記録債権、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (注1)	時価 (注2)	差額
(1) 現金及び預金	193	193	—
(2) 受取手形	68	68	—
(3) 電子記録債権	600	600	—
(4) 売掛金	6,697	6,697	—
(5) 預け金	723	723	—
(6) 未収入金	201	201	—
(7) 電子記録債務	(146)	(146)	—
(8) 買掛金	(3,053)	(3,053)	—
(9) 関係会社短期借入金	(1,600)	(1,600)	—
(10) 設備電子記録債務	(58)	(58)	—
(11) 未払金	(1,590)	(1,590)	—

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

8 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	名称	議決権所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	東洋紡(株)	(被所有) 直接 100%	資金の援助 及び借入 役員の兼任	グループ ファイナンス (注1)(注2)	△900	関係会社 短期借入金	1,600
					444	預け金	723

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) グループファイナンスは、当社の内部規程である「グループ投融資規程」に基づき決定しています。

短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しています。

(注2) 借入金利は市場金利を勘案して合理的に決定しています。

ント・システ
図っています。

2. 兄弟会社等

属性	名称	議決権所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 の 子会社	P. T. Indonesia Toyobo Film Solutions	所有 直接 0%	製品の購入 役員の兼任	ポリエステルフィ ルムの購入(注1)	1,832	買掛金	107

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ポリエステルフィルムの購入については市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。

9 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該除去債務の概要

主として宇都宮事業所の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去に係る原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

宇都宮事業所の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去は20年後と見積もり、割引率は0.253%を使用して資産除去債務を計算しています。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	630	百万円
見積りの変更による減少額	△9	百万円
時の経過による調整額	1	百万円
期末残高	622	百万円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

宇都宮事業所の土地賃貸借契約に基づく原状回復義務が生じる可能性があります。貸借期間及び費用の発生可能性が明確でないことから、資産除去債務の合理的な見積りが困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

10 1株当たり情報

1株当たり当期純利益	2,055,424	円 87 銭
1株当たり純資産額	10,091,544	円 67 銭

11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

12 重要な後発事象

該当事項はありません。

高残
万円)
107

第 24 期

附 属 明 細 書

用

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

河
せ

東洋紡フィルムソリューション株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 繰越価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 繰越価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建築物	1,994	69	-	123	1,940	2,186	4,126
	構築物	89	36	-	12	113	392	505
	機械及び装置	1,270	1,073	9	446	1,886	12,036	13,921
	車両及び運搬具	8	-	0	7	1	159	160
	工具器具及び備品	69	52	0	39	82	609	691
	リース資産	6	-	-	1	4	23	27
	建設仮勘定	99	1,207	1,231	-	75	-	75
	計	3,537	2,439	1,241	630	4,104	15,403	19,507
無形 固定 資産	ソフトウェア	17	2	-	6	13		
	リース資産	146	-	-	36	109		
	その他	1	-	-	-	1		
	計	164	2	-	42	124		

(注) 当期の増加額の主要なものは宇都宮事業所（栃木県宇都宮市）における特高受電設備更新工事によるものです。

2. 引当金の明細

該当なし。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金額	摘 要
運 賃 諸 掛	934	
保 險 料	13	
販 売 促 進 費	2	
役 員 報 酬	67	
給 料 賃 金	531	
賞 与 一 時 金	244	
福 利 厚 生 費	124	
退 職 金	65	
消 耗 品 費	89	
租 税 課 金	172	
旅 費 交 通 費	34	
海 外 渡 航 費	1	
通 信 費	7	
減 価 償 却 費	13	
賃 借 料	84	
業 務 委 託 費	435	
雑 費	422	
計	3,243	

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

監査役 高井 一郎 殿

監査役 松本 晃 殿

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野友之 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大橋盛子 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡フィルムソリューション株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細表について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。


(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

監査役 高井 一郎 

監査役 松本 晃 

原本の写しに相違ありません。

令和3年3月11日

東京都中央区京橋一丁目17番10号
東洋紡フィルムソリューション株式会社

代表取締役 能美 慶弘



